

令和 7 年度米子市漁港維持運営計画（素案）

資料 1

米子市漁港管理条例（平成 17 年 3 月 31 日条例第 180 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、皆生漁港及び崎津漁港の維持運営計画を、次のように定める。

第 1 施設の利用について

基本施設、輸送施設及び漁港施設用地の利用は以下のとおりとする。ただし、漁港工事、緊急時又は漁港の秩序維持のため、市長が必要と認めた場合はこの限りで無い。

1 基本施設

(1) 係留施設

名 称	水 深	利用区分	図面番号
皆生漁港 4-5 物揚場	-1.5m	主として陸揚げに利用する。 ※当面の間、軽自動車のみ進入可能とする。	①
皆生漁港 4-7・4-9 物揚場	-1.5m	主として陸揚げに利用する。 ※当面の間、軽自動車のみ進入可能とする。	②・③
皆生漁港 4-10 物揚場	-1.5m	主として出漁準備・休憩に利用する。 ※陥没が発生している場所は立入禁止とする。 ※漁港工事の調査設計に必要な範囲内において、米子市漁業協同組合(以下「米子市漁協」という。)に協議の上、一部を利用不可とする。	④
皆生漁港 4-12 物揚場	-1.13 m ～ -1.23m	主として出漁準備・休憩に利用する。	⑤
皆生漁港 4-13 物揚場	-1.13 ～ -1.23m	〃	⑥
皆生漁港 4-14 物揚場	-1.13 ～ -1.23m	〃	⑦
皆生漁港 4-15(1) 物揚場	-2.5m	主として陸揚げに利用する。	⑧-1
皆生漁港 4-15(2) 物揚場	-2.5m	主として出漁準備・休憩に利用する。	⑧-2
皆生漁港 4-16 物揚場	-2.0m	〃	⑨
皆生漁港 4-17 物揚場	-2.0m	〃	⑩
皆生漁港 船揚場		船揚げに利用する。	⑪
崎津漁港 物揚場	-1.5m	陸揚げ、出漁準備、休憩に利用する。	⑫
崎津漁港 船揚場		船揚げに利用する。 ※船台工事期間は利用不可とする。	⑬

(2) 外郭施設

- ア 外郭施設(護岸・突堤・防波堤)の係留は禁止とする。
- イ 皆生漁港北防波堤、西防波堤及び消波ブロックの立入りは、転落事故防止のため関係者以外禁止とする。

(3) 水域施設

- ア 泊地及び航路についてはみだりに停泊させない。
- イ 廃船および沈船は、米子市漁協と連携し、撤去及び移動等の指導を行う。

2 輸送施設(道路・橋梁)

路面を損傷するおそれのある車両の通行は禁止する。

3 漁港施設用地(公共施設用地に限る)

別に定める漁港施設用地利用計画(以下「利用計画」という。)に基づき、それぞれの利用目的に応じて適正に利用させる。また、利用形態が計画と齟齬が生じた場合は、速やかに利用計画の見直しを行う。

第2 施設の維持管理について

1 施設の点検

別に定める機能保全計画に基づき、年1回以上の日常点検及び台風通過後、地震発生後(震度5弱以上)の臨時点検を行う。

2 港内の清掃及び環境整備

- (1) 漁港の利用が終わったときは、漁港利用者は清掃を行う。
- (2) 所有者不明の廃棄物を発見した時は、その種類に応じ適切に処分を行う。
- (3) 漁港広場・トイレについては、業者に委託し適正に管理を行う。
- (4) 漁港利用者に対して、港内にみだりに漁具等を放置しないよう米子市漁協と連携し、指導を行う。

3 公害防止及び防災対策

- (1) 水域において、事故等により漁船等から漏出した油類の処理については、原因者が対応を行う。
- (2) 波浪警報及び高潮警報が発令された時は、米子市漁協と連携し、情報収集及び応急対応を行う。

4 放置船舶等への対応

漁港施設内に放置船舶及び放置車両を発見した場合は、米子市漁協と連携し、所有者に対して撤去指導を行うとともに、必要に応じて安全措置を講じる。

第3 令和7年度の漁港施設の維持補修等に関する計画について

軽微な工事を除き、漁港施設の維持補修工事については、漁業活動に支障が生じないよう米子市漁協の意見を聴きながら進めるものとする。

- (1) 国庫補助事業によるもの(予算の範囲内で実施する。)

ア 皆生漁港 4-10 物揚場保全工事の調査設計を委託する。本工事は令和 8 年度以降に行う。調査設計・工事にあたっては、米子市漁協の協力を得て、係留船舶の移動(関係船舶 15 隻程度を想定)を行う。

イ 皆生漁港西防波堤の保全工事を行う。

ウ 皆生漁港 1-11 護岸の保全工事を行う。

エ 皆生漁港 2-5 突堤の保全工事を行う。

(2) 市単独事業によるもの(予算の範囲内で実施する。)

ア 皆生漁港 1-12 護岸保全工事の設計委託を行う。本工事は令和 8 年度以降に行う。

イ 崎津漁港船揚場の船台 1 台を製作し交換を行う。

ウ 標識灯メンテナンスの他、適宜施設の維持管理を行う。